

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人澤田恒ほか二名の上告趣意一は、刑法二〇五条二項は憲法一四条に違反して無効であるから、被告人の本件所為に対して刑法二〇五条二項を適用した原判決は、憲法の解釈を誤ったものであると主張するが、右規定が憲法一四条に違反するものでないことは、既に当裁判所の判例（昭和二五年（あ）第二九二号同年一〇月一一日大法廷判決・刑集四巻一〇号二〇三七頁、昭和二六年（あ）第二一三七号同二九年一月二〇日大法廷判決・刑集八巻一号五二頁）とするところであるから、所論は理由がない（最高裁昭和四五年（あ）第一三一〇号同四八年四月四日大法廷判決・刑集二七巻三号二六五頁、同昭和四八年（あ）第一九九七号同四九年九月二六日第一小法廷判決・刑集二八巻六号三二九頁、同昭和五〇年（あ）第一五六三号同五一年二月六日第二小法廷判決・刑集三〇巻一号一頁参照）。

同二は、事実誤認の主張であり、同三は、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

平成二年十一月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	中	島	敏	次	郎
裁判官	藤	島			昭
裁判官	香	川	保		一
裁判官	木	崎	良		平